

介護保険制度が変わりました!

☎ 高齢者支援課・内線313・430

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるようにするための体制をつくり、老後の安心を支える持続可能な制度とするため、介護保険制度が大きく変わりました。変更点についてお知らせします。

介護保険料の変更

4月から

高齢者の増加に伴い、平成22年度は約4000人だった要介護認定者も、平成25年度には約4900人へ増加し、介護保険の費用も約55億円から約68億円へ増加しています(図1)。今後もますます増加していく見込みです。

介護保険の財源は、公費と40歳以上の方が納めている保険料です(図2)。その財源を確保するため、65歳以上の方の保険料の基準額を9年ぶりに引き上げ、月額4434円としました(図3)。

また住民税課税者について従来の4区分から9区分に分けて、より所得額に応じた介護保険料となるよう設定しました(表1)。介護保険料納入通知書は6月中旬に送付します。

表1

変更前(3月まで)		変更後(4月から)	
段階	保険料額 (保険料割合)	段階	対象者
第1段階	21,800円 (基準額×0.5)	第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方
第2段階	21,800円 (基準額×0.5)		本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
特例 第3段階	28,400円 (基準額×0.65)	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	32,700円 (基準額×0.75)	第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
特例 第4段階	39,300円 (基準額×0.9)	第4段階	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第4段階 (基準額)	43,700円 (基準額)	第5段階 (基準額)	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方
第5段階	54,600円 (基準額×1.25)	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の方
		第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上200万円未満の方
第6段階	65,500円 (基準額×1.5)	第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満の方
		第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額300万円以上400万円未満の方
第7段階	76,400円 (基準額×1.75)	第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上500万円未満の方
		第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上600万円未満の方
		第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額600万円以上700万円未満の方
第8段階	87,400円 (基準額×2.0)	第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額700万円以上800万円未満の方
		第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額800万円以上の方

利用者負担割合の変更

8月から

介護保険サービスの利用者負担割合は、一律1割でしたが、次に該当する方の利用者負担割合は2割となります。

対象 合計所得金額が160万円以上で、年金収入等とその他の合計所得金額の合計が

- ①世帯に65歳以上の方が1人の場合…280万円以上
- ②世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合…346万円以上

※要介護認定を受けている方へ、7月中旬に介護保険負担割合証を送付します。

高額介護サービス費の限度額の変更

8月から

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合に支給される高額介護サービス費について、医療保険制度における現役並み所得^(※)に相当する方の限度額が、月額3万7200円から4万4400円に引き上げられます。その他の方については変更ありません。※現役並み所得…同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいて、単身世帯で収入が383万円以上、65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入が520万円以上の場合。

(注) 利用者負担割合が1割から2割となった場合でも、高額介護サービス費の限度額を超えた額は申請により還付されます。

特定入所者介護サービス費(負担限度額)の変更

8月から

特別養護老人ホームなどへ入所するときに、居住費と食費の負担を軽減する特定入所者介護サービス費の対象者は、住民税非課税世帯でしたが、次の要件が新たに加わります。

- ①住民票上世帯が異なる(世帯分離している)場合の配偶者が住民税非課税であること。
- ②預貯金等が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であること。

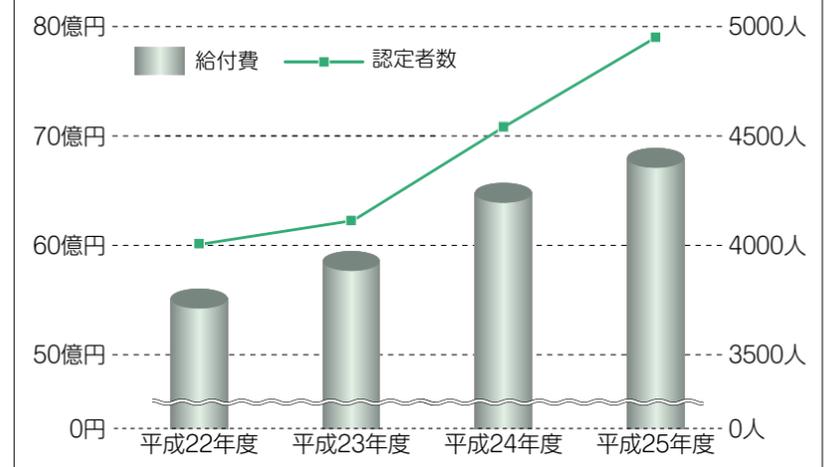
※平成26年度に負担限度額の対象となっていた方には、6月中旬に申請書を送付します。預貯金等については、写しの提出が必要になります。

特別養護老人ホームの重点化

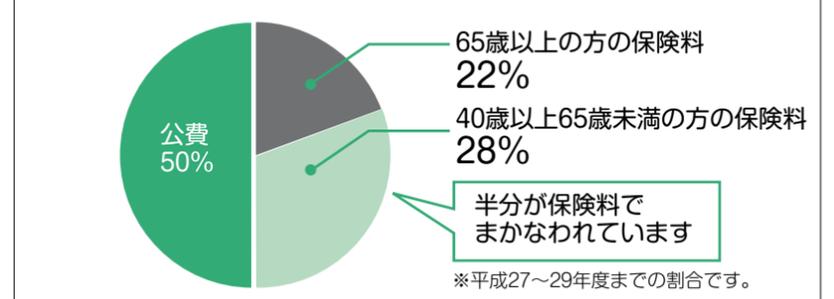
4月から

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図るため、新たに入所できる方は原則として要介護3以上になります。ただし、要介護1・2であっても、自宅で日常生活を営むことが困難な状況にあるなどやむを得ない事情がある場合は、入所が認められることがあります。

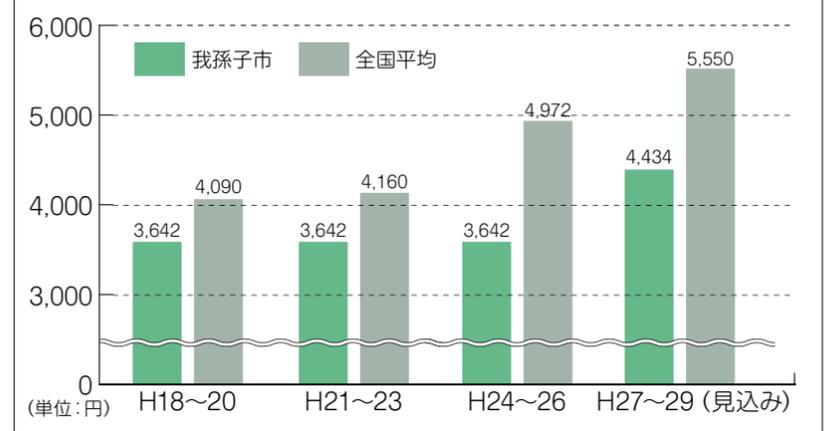
(図1) 介護保険の給付費と認定者数



(図2) 介護保険の財源(利用者負担分は除く)



(図3) 介護保険料基準額の推移(月額)



湖北台八丁目見守りの会が「ちばSSKプロジェクト」活動団体表彰で奨励賞を受賞

湖北台八丁目の自治会区で12年にわたり、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方への声かけや見守り活動を続けてきた「湖北台八丁目見守りの会(会長 白川昌子さん)」が、「ちばSSKプロジェクト」高齢者地域支え合い活動団体表彰で奨励賞を受賞し、3月19日に市長に報告しました。



※「ちばSSKプロジェクト」とは…「しない、させない、孤立化」を合言葉に、千葉県が取り組んでいる高齢者孤立化防止活動です。

☎ 高齢者支援課・内線397